

総 財 財 第 2 1 号

平成19年4月20日

各都道府県知事 殿

総 務 事 務 次 官

平成19年度地方財政の運営について

平成19年度の地方財政については、政府としては、地方財政の重要性にかんがみ、その運営に支障が生じることのないよう所要の対策を講じることとし、「平成19年度地方財政計画」（平成19年2月6日閣議決定、別紙1及び別紙2）及び「平成19年度地方債計画」（平成19年総務省告示第210号、別紙3）を策定し、第166回国会において3月23日に「地方税法の一部を改正する法律」（平成19年法律第4号）及び「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第24号）が成立し、それぞれ、同月30日、同月31日に公布、施行されたところです。また、これらの法律の改正については、先に「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」（平成19年4月1日付け総務事務次官通知）及び「地方交付税法等の一部を改正する法律の施行について」（平成19年3月31日付け総務事務次官通知）により通知したところです。

平成19年度の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が大幅に増加するものの、公債費が高い水準で推移することや社会保障関係費の自然増等により、平成8年度以降12年連続して、「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）第6条の3第2項の規定に該当する財源不足が生じるという深刻な事態に直面しました。

また、地方財政は、バブル経済崩壊後の数次の景気対策による公共事業の追加や、減税の実施等により、借入金残高が累積しており、平成19年度末においては、地方債（普通会計債）残高が139兆円、これに交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）の借入金残高並びに普通会計でその償還財源を負担することとなる公営企業債残高を加えると、借入金の総額は199兆円に達する見込みとなっています。今後、その元利償還が財政を圧迫する要因となることなどから、地方財政は、構造的にみて、極めて厳しい状況にあります。

さらに、我が国の景気は、回復を続けていますが、日本経済の潜在成長力を高め、民間主導の持続的な成長を図るため、「成長なくして財政再建なし」の理念の下、成長力強化を図りつつ、行財政改革を断行することが求められています。

このような状況の下で、地方公共団体が、国民の要請に応じてその機能を適切に果たしていくためには、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化に努めつつ、地方分権を推進し、地方公共団体の創造性・自律性を高め、活力ある地方を創るための施策の展開が可能となるよう地方税財源の充実確保を図っていく必要があります。

平成19年度の地方財政運営に当たっては、このような地方財政の現状を踏まえ、税収入の確保、受益者負担の適正化等財源の確保に努める一方、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹することとして、下記事項に十分留意の上、経済の動向に即応した機動的・弾力的な運営にも配意し、節度ある財政運営を行うよう通知します。

なお、貴都道府県内の市町村に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願いいたします。

## 記

### 第一 財政運営の基本的事項

#### 1 平成19年度の経済財政運営と国の予算

(1) 「平成19年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成19年1月25日閣議決定）においては、平成19年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度は次のとおりとされている。

ア 「成長なくして日本の未来なし」の理念の下、「戦後レジームからの新たな船出」を行うため、イノベーションの力とオープンな姿勢により、今後5年間程度で「新成長経済への移行期」を完了するものとしていること。

その初年度である平成19年度においては、「創造と成長」の実現を図るとの方針の下で、成長力強化に向けた改革を加速・深化させるとともに、併せて地域経済の活性化や再チャレンジ可能な社会を目指すための取組を強力に推進することとし、また、「成長なくして財政再建なし」の理念の下、成長力強化を図りつつ、車の両輪である行財政改革を断行することとしていること。また、政府・日本銀行は、物価安定の下での民間主導の持続的な成長のため、一体となった取組を行うこととしていること。今後とも、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行うこととしていること。

イ また、このような経済財政運営の下、我が国経済は、物価の安定の下での自律的・持続的な経済成長が実現すると見込まれ、平成19年度の国内総生産は、521.9兆円程度、名目成長率は2.2%程度、実質成長率は2.0%程度となるものと見込まれていること。

なお、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられるので、各地方公共団体においては、経済動向を十分踏まえて適切な財政運営を行うよう配慮されたい。

(2) 平成19年度の国の予算及び財政投融资計画は、次のような基本的考え方により、編成された。

ア 平成23年度に国と地方の基礎的財政収支を確実に黒字化するとともに、簡素で効率的な政府を実現するため、これまでの財政健全化の努力を継続し、平成19年度予算編成に当たっては、歳出改革路線を強化すること。このため、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号。以下「行革推進法」という。）に基づき、行政のスリム化・効率化を一層徹底し、総人件費改革や特別会計改革、資産・債務改革等について、適切に予算に反映させること。

イ 歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、一般歳出及び一般会計歳出について厳しく抑制を図ること。足下の経済情勢や税収動向を踏まえ、新規国債発行額について、前年度の水準（29兆9,730億円）より大幅に減額すること。

ウ 税制については、平成19年度予算の歳出削減の状況、平成18年度決算の状況、医療制度改革を受けた社会保障給付の実績等を踏まえ、平成19年秋以降に本格的・具体的な議論を行い、これまでの与党税制改正大綱に示された改革工程に沿って、平成19年度を目途に税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組むこと。

平成19年度税制改正においては、「成長なくして財政再建なし」の理念の下、経済成長を財政再建、さらには国民負担を可能な限り小さくすることにつなげていくという観点から、我が国経済の成長基盤の整備に向けて税制を見直すこと等を検討すること。

(3) また、地方財政については、「平成19年度予算編成の基本方針」（平成18年12月1日閣議決定）において、国と地方の信頼関係を維持しつつ、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定。以下「基本方針2006」という。）に沿って、平成19年度予算においても、国の取組と歩調を合わせて、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり地方歳出を厳しく抑制すること等の方針が示された。

(4) このような方針に基づいて編成された平成19年度の一般会計予算の規模は、82兆9,088億円（前年度比3兆2,228億円、4.0%増）で、一般歳出は、

4 6 兆 9, 7 8 4 億円（前年度比 6, 1 2 4 億円、1. 3 % 増）となっている。

また、財政投融资計画の規模は、1 4 兆 1, 6 2 2 億円（前年度比 8, 4 2 4 億円、5. 6 % 減）となっている。

## 2 平成 1 9 年度の地方財政計画

平成 1 9 年度においては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、「基本方針 2 0 0 6」に沿って、歳出全般にわたり見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制を図る一方、活力ある地方を創るための施策等に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生じることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、地方財政計画を策定した。

この結果、平成 1 9 年度の地方財政計画の規模は、歳入、歳出ともに 8 3 兆 1, 2 6 1 億円で、前年度に比し、0. 0 %、2 4 7 億円の減となっている。

平成 1 9 年度の地方財政計画の概要は、次のとおりである。

- (1) 地方税については、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、法人所得課税における減価償却制度等を見直すとともに、上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限を 1 年延長するほか、非課税等特別措置の整理合理化等のため所要の措置を講じることとしたこと。
- (2) 地方財政の運営に支障が生じることのないよう、平成 1 9 年度の地方財源の不足見込額に対し、次の措置を講じることとしたこと。

ア 地方財政の健全化に資するため、交付税特別会計の新規借入を行わないこととし、既往の借入金について、国・地方の負担区分に応じてそれぞれの償還責任を明確にする観点から、国の負担額 1 8 兆 6, 6 4 8 億円を平成 1 9 年 4 月 1 日より国の一般会計借入金として承継するとともに、地方の負担額 3 3 兆 6, 1 7 3 億円は、現行の償還期限である平成 3 8 年度までの償還計画を新たに作成した上で、計画的な償還を行う（平成 1 9 年度償還額 5, 8 6 9 億円）こととしたこと。

イ 平成19年度から平成21年度の間は、平成18年度までと同様、財源不足が建設地方債（財源対策債）の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じることとしたこと。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとしたこと。

これらの措置を地方交付税法第6条の3第2項の制度改正として講じ、所要の法律改正を行うこととしたこと。

なお、地方交付税法附則第4条の2第8項及び第9項に基づき平成19年度に一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた6,251億円については、法律の定めるところにより平成22年度以降の3年間で均等に加算することとしたこと。

(3) 平成19年度の地方財源不足見込額4兆4,200億円については、上記(2)の考え方にに基づき、従前と同様の例により、次の補てん措置を講じることとしたこと。その結果、国と地方が折半して補てんすべき額は生じないこととなること。

ア 建設地方債（財源対策債）の増発 1兆5,900億円

イ 地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債） 2兆6,300億円

ウ 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律附則第4条第1項に規定する特別交付金 2,000億円

なお、特別交付金については、平成19年度の交付額を4,000億円、平成20年度の交付額を2,000億円としていたが、地方税収の動向を踏まえ、交付期間を2年から3年に延長し、平成19年度から平成21年度までの各年度の交付額を2,000億円としたこと。

(4) 平成19年度においても、投資的経費に係る地方単独事業費と一般行政経費に係る地方単独事業費の一体的かい離是正（一般財源ベース6,000億円）を行うことと

したこと。

一体的かい離是正分の一般財源に相当する額のうち財源不足となるものについては、基本的には国と地方が折半して負担することとするが、平成19年度は、平成17年度是正分のうち2,100億円、平成18年度是正分のうち8,000億円及び平成19年度是正分のうち財源不足となるもの5,948億円を、地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により措置することとし、国負担となるべき分については後年度に調整することとしたこと。

- (5) 上記の結果、平成19年度の地方交付税については、15兆2,027億円（前年度比4.4%の減）となっていること。また、「一般財源総額」（地方税、地方交付税、臨時財政対策債、地方譲与税、地方特例交付金等の合計額をいう。）については、59兆2,266億円（前年度比5,134億円の増）を確保することとしたこと。
- (6) 児童手当については、3歳未満の児童に対する手当の月額を一律1万円とする制度拡充が行われることから、これに伴う地方負担の増加473億円については、平成19年度は地方特例交付金で措置することとしたこと。

これにより平成19年度の地方特例交付金の総額は平成18年度の制度改正分と合わせて1,120億円となること。

平成20年度以降は、平成19年度与党税制改正大綱において、「少子化対策のための国・地方を通じて必要な財源の確保について、税制の抜本的・一体的改革の中で検討する」とされたことを踏まえ対応することとしていること。

- (7) 地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方公共団体が、行政改革と財政の健全化を推進し、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を一層推進しつつ、所要額を確保することとしたこと。
- (8) 地方公共団体の公債費負担の軽減を図るため、平成19年度から3年間で、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、公営企業借換債を合わせて5

兆円規模の公的資金（財政融資資金、簡保資金及び公営公庫資金）の繰上償還（補償金なし）等を行うこととし、その財源として必要に応じ民間等資金による借換債を発行できることとしたこと。

### 3 平成19年度の財政運営の基本的考え方

地方公共団体においては、平成19年度末の借入金残高が199兆円と見込まれるなど極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、国・地方を通じ、歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことにより歳出総額の抑制と重点化を進め、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務である。

また、財政の健全性の確保に留意しつつ、活力ある地方を創るため、地方の知恵と工夫をいかした独自施策の展開等に積極的に取り組むことが必要である。

平成19年度の地方財政運営に当たっては、以上のことを踏まえ、各地方公共団体においては、それぞれの歳出をその構造にまで踏み込んで厳しく見直し、財政健全化について、一層の努力を図る必要がある。あわせて、税収入の確保、受益者負担の適正化等財源の確保に努める一方、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹することとして、節度ある財政運営に努められたい。

### 4 市町村合併及び行政改革の推進等

#### (1) 市町村の合併の推進

市町村合併については、平成11年3月31日に3,232であった市町村数が、平成20年1月1日には、1,799となる予定であり、相当の進展を見たところであるが、都道府県ごとの進捗状況には差異が見られる。

このため、「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。）に基づき、引き続き自主的な市町村合併を積極的に推進している中で、都道府県においても、市町村合併の推進に関する構想の策定など、引き続き市町村合併を積極的に推進されたい。また、合併の推進及び合併した市町村の新



しいまちづくりを支援するため、市町村合併プランに基づき、所要の地方財政措置を講じることとしているので、各地方公共団体においては、各種支援等の積極的な活用を図られたい。

なお、合併後の市町村にあつては、合併による経営規模拡大のメリットが十分に発揮されるよう、行政改革を積極的に推進されたい。

## (2) 行政改革の推進

地方分権を一層推進するためには、地方公共団体が総力を挙げて行財政改革に取り組むとともに、適切に説明責任を果たし、各団体の取組状況を比較可能な形で分かりやすく示すなど、国民の理解を得ることが不可欠である。

総務省においては、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日付け総務事務次官通知。以下「新地方行革指針」という。）を策定し、「集中改革プラン」の公表など、各地方公共団体に対し、積極的な取組を要請してきた。

また、「行革推進法」、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）及び「基本方針2006」を踏まえ、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日付け総務事務次官通知。以下「地方行革新指針」という。）を策定し、総人件費改革、公共サービス改革、地方公会計改革など、一層の行政改革の推進に努めるよう要請した。

地方公共団体においては、これらの指針を踏まえ、集中改革プランの着実な実施に取り組まれるとともに、事務事業の仕分けを踏まえた検討や市場化テストの積極的な活用など、更なる行政改革に取り組まれたい。

## (3) 定員管理関係

定員については、「基本方針2006」において5年間で行政機関の国家公務員の定数純減（▲5.7%）と同程度の定員純減を行うこととされており、「地方行革新指針」を踏まえ、集中改革プランにおける定員管理の数値目標の着実な達成に取り組

むとともに、毎年度の達成状況を検証するなどして、職員数の一層の純減を図られたい。

「新地方行革指針」に基づき、事務・事業全般にわたり総点検を実施するなど、民間委託等を推進されたい。なお、技能労務職の採用に当たっては、真に正規職員でなければ対応できないものであるか等について十分検討されたい。

また、国の法令による定員配置の基準を超えて職員を配置している場合にあつては、当該法令の趣旨等を踏まえて、定数の適正化を図るなど、適切に対処されたい。

#### (4) 給与関係

##### ア 給与構造見直しと給与の適正化等

国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しをいまだ実施していない団体においては、「地方行革新指針」及び「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」（平成18年10月17日付け総務事務次官通知）等においても要請しているところであり、速やかにこれを実施されたい。

また、地域の民間企業の給与水準をよりの確に反映するため、公民較差のより一層精確な算定、公民比較の勧告への適切な反映、勧告内容等に対する説明責任の徹底など人事委員会機能の発揮等を通じ、「基本方針2006」に沿った取組を推進されたい。

特に、不適正な昇給運用、級別職務分類表に適合しない級への格付けその他実質的にこれと同一の結果となる不適正な給与制度・運用、制度の趣旨に合致しない諸手当や不適正な給与支給については、速やかに必要な是正措置を講じられたい。なお、地域手当について、国における指定基準に基づく支給割合を超えて支給している団体及び支給地域に該当していない地域において支給している団体にあつては、速やかに是正されたい。

##### イ 技能労務職員等の給与

技能労務職員の給与については、その職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意し、住民の理解と納得が得られる適正な給与制度・運用となるようにされたい。

加えて、企業職員の給与についても、その職務の性格や内容を踏まえつつ、特に、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意し、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮しながら、住民の理解と納得が得られるよう、引き続き適正化に努められたい。

#### ウ 退職手当

退職手当について、国家公務員における退職手当の構造面の見直しを踏まえた見直しを実施していない団体においては、速やかに国に準じて見直すとともに、退職時の特別昇給を廃止していない団体においては、速やかに是正措置を講じられたい。

#### エ 特別職の報酬等

特別職の報酬又は給料・期末手当その他の給与については、特別職報酬等審議会設置の趣旨に沿った適切な運用等を通じて適正な決定方式及び適正な水準の保持に配慮するとともに、特に退職手当については、任期月数を上回る結果となる在職月数の算定方法の見直しや特別職報酬等審議会など第三者機関における検討を通じ、住民の十分な理解と納得が得られるよう適切な見直しを行われたい。

#### オ 人事評価システム

勤務成績を適切に評価するには、公正かつ客観的な人事評価システムを活用することが重要であり、その構築に早急に取り組まれたい。なお、このシステムが未整備の場合でも、現行制度の運用改善により、勤務実績の給与への反映に努められたい。

### (5) 給与及び定員管理の状況の公表

給与及び定員管理の状況の公表については、平成18年3月から運用開始している給与情報等公表システムについて、住民等が団体間の比較分析を十分行えるよう、いまだ公表を行っていない団体にあつては、速やかに公表を行うとともに、一部省略するなど公表様式に沿った公表を行っていない団体にあつては、公表様式に沿った情報開示を徹底されたい。

## 5 財政の健全化の推進等

地方公共団体においては、極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、簡素で効率的な行

政システムを確立するため、次の事項に留意の上、財政健全化に努められたい。

また、都道府県においては、当該都道府県内の市町村の財政運営に関する総合的な調査等を通じて、行財政運営の適正合理化、財政構造の改善、適正な財務の処理等市町村の財政運営全般についての的確な助言を行うなど適切に対処されたい。

(1) 各地方公共団体においては、自らの財政状況を分析し、事務事業の見直し、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図り、計画的かつ主体的な財政構造の改善を図ること。

その際、普通会計のみならず、公営企業などの特別会計や地方公社・第三セクター等の状況について、収支、経営状況、資産及び将来負担の実態も含め適切に把握し、当該団体の財政状況を全体としての的確に分析した上で、総合的な行財政の健全化に取り組むこと。

なお、「地方公共団体の総合的な財政情報の開示の推進について」（平成19年1月22日付け自治財政局長通知）により、当該団体の普通会計に加え企業会計などの特別会計の状況や地方公社・第三セクター等の経営状況及び財政援助の状況も含めた各地方公共団体の総合的な財政情報について一覧性をもって開示する「財政状況等一覧表」を公表するよう要請しているところであるが、これに積極的に取り組むとともにその活用を図ること。

(2) 財政情報の開示については、引き続き決算の早期開示を進めること。また、「団体間で比較可能な財政情報の開示について」（平成17年6月22日付け自治財政局長通知）に基づき、「財政比較分析表」の作成・公表をしているところであるが、こうした取組を更に進めるため、「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会」報告書（平成19年3月）を踏まえ、平成18年度決算にかかる「歳出比較分析表」の作成・公表について別途通知する予定であるので留意すること。

(3) 歳出の中で大きな比重を占める人件費、公債費をはじめとする義務的経費の動向に十分に配意して、中長期的な視点に立った計画的な財政運営を行い、財政の弾力性の確保に努めること。

(4) 地方公共団体の財政情報の開示を徹底し、財政の早期健全化及び再生のための新し

い制度を整備するため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」を、3月9日に国会に提出したところであるので留意すること。

- (5) 公会計の整備については、「地方行革新指針」により通知しているところであるが、原則として国の作成基準に準拠し、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書及び純資産変動計算書の4表の整備を標準形とし、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで、できる限り早期に整備するよう取り組むこと。

また、資産・債務管理については、財務書類の作成・活用等を通じて資産・債務に関する情報開示と適正な管理を一層進めるとともに、平成19年3月27日に公表された国の資産・債務改革に関する「工程表」等も参考にしつつ、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を策定すること。

- (6) 公金の取扱い及び予算執行等については、「地方行政及び地方公務員に対する信頼の回復について」（平成18年11月7日付け総務事務次官通知）において既に通知しているとおおり、関係法令にのっとり適正に行うよう特に留意すること。

なお、一部の地方公共団体において、出納整理期間の趣旨を逸脱し、一時借入金により手当することにより会計間で年度をまたがる貸付・償還を行うなどの不適正な財務処理が行われていたところであるが、このようなことのないよう適正な財務処理については特に留意すること。

- (7) 債務負担行為の設定に当たっては、将来の財政への影響を十分に考慮して、過大な負担が生じることのないよう、慎重に行うこと。特に、第三セクター等の資金調達に関する損失補償は、将来の新たな支出負担リスクを回避する観点から、原則行わないこととすべきであること。真にやむを得ず損失補償等を行う場合にあっては、その内容及び必要性、更には対象となる債務についての返済の見通しとその確実性について議会及び住民に対して十分説明し、理解を得ること。

また、本来地方公共団体自らの責務とすべきものについて、債務負担行為を設定す

ることにより、地方公社等に肩代わりさせ、負担を先送りさせるようなことは厳に慎むこと。

(8) 国と地方公共団体間、地方公共団体相互間等における財政秩序は、これを厳に保持する必要があり、各地方公共団体においては、次の事項に留意しつつ、引き続き財政秩序の維持・確立に努めること。

ア 国、公社等に対し施設又は用地を無償で提供する等の事例が見受けられるが、「地方財政再建促進特別措置法」（昭和30年法律第195号）第24条の規定に基づき適正に対処すること。

また、同条ただし書の規定により、地方公共団体が国立大学法人等に対して寄附金等の支出を行う場合、地方公共団体の要請に基づいて行うこと、地域における産業の振興等に寄与するものであること、国立大学法人等において通常行われる研究開発等と認められる経費を除くものであることなど、一定の要件に基づく場合に限り特例とされたところであり、「地方財政再建促進特別措置法施行令の一部を改正する政令の運用上の留意事項について」（平成14年11月1日付け自治財政局財務調査課長通知）等により、適正に対処すること。

イ 宅地開発又は住宅建設に伴い、宅地開発指導要綱等に基づき関連公共公益施設の整備等に関して開発事業者から受けている寄附金等の内容及び取扱いについては、なお一層その適正化に努めること。

見直しに当たっては、指導要綱の条例化について検討し、特に、開発事業者に対する実質的な強制とみなされる場合については、条例によるべきこと。

また、その目的・意義を一定期間ごとに見直し、必要最小限の期間に限り、できる限り縮小することを基本とすること。

(9) PFI事業は、効率的かつ効果的に公共施設を整備し、質の高い公共サービスを提供する上で有効な手法であるので、「地方公共団体におけるPFI事業について」（平成12年3月29日付け自治事務次官通知）及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方

財政措置について」（平成12年3月29日付け自治省財政局長通知）を参考として、適切な需要見直しを行うなど事業の安定性の確保に留意しつつ、その積極的な活用に努めること。

## 6 公共工事の入札及び契約手続の適正化等

(1) 公共調達については、入札談合の排除を徹底し、随意契約等の一層の適正化を図るために、国の機関等が当面迅速かつ適切に実施すべき施策をとりまとめた「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」（平成18年2月24日付け公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議決定）を踏まえ、公共調達の適正化に向けた取組を更に推進されたい。

公共工事の入札及び契約手続については、「地方公共団体における入札及び契約の適正化について」（平成19年3月30日付け総務省自治行政局長・国土交通省総合政策局長通知）に基づき、その適正化を図るための必要な措置を講じられたい。

また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）により義務付けられている発注見通しの情報の公表などの事項について、未実施の団体にあつては、早期に実施するとともに、同法に基づく指針に従い、必要な措置を講じるよう努められたい。

なお、一般競争入札の拡大や総合評価方式の拡充、ダンピング受注の防止の徹底等については、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成18年12月28日付け総務省自治行政局長・国土交通省総合政策局長通知）の趣旨を十分に踏まえ、適切に対処されたい。

公共工事の品質の確保については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）及び同法に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成17年8月26日閣議決定）を踏まえ、同法及び同方針に基づいて、公共工事の品質確保の促進を図るため総合評価方式の実施など必要な措置を講じられたい。

(2) 国又は特殊法人等が設置主体となる公的施設（会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、

健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設その他これらに準ずる施設を指し、特殊会社及び民営化が決定された法人が設置するものを除く。)については、新設及び増築を禁止することとされ、地方公共団体に対しても、この措置に準じて措置するよう要請するものとされているところであり(平成12年5月26日閣議決定)、「民間と競合する公的施設の改革について」(平成12年6月9日付け自治事務次官通知)に基づき、適切に対処されたい。

(3) 住民票の写しの交付等の事務については、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」(平成13年法律第120号)により郵便局において取り扱うことができ、また、「公共サービス改革法」により官民競争入札等の対象とすることができることとされているので、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、これらの制度の活用を努められたい。

なお、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第102号)により、郵政民営化後の郵便局においても従前どおりこれらの事務を受託することができることとされている。

(4) 平成17年4月から、ペイオフが全面解禁されており、地方団体の公金預金の管理・運用に関しては、適切に対処されたい。

特に公金の保全が完了していないにもかかわらず、資金の管理運用等に係る方針の整備などがなされていない団体については、早急に対処されたい。

## 7 個性と活力ある地域社会の振興

各地方公共団体においては、次の事項に留意の上、それぞれの地域の特色をいかしつつ、地域の自立や活性化につながる基盤整備、生活関連社会資本の整備、災害等に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実等に努められたい。

(1) 地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、「頑張る地方応援プログラム」により、地方交付税等の支援措置を次のとおり講じることとしていること(交付税措置額3,000億円程度(平成19年度2,700億円程度))。



地方公共団体が独自のプロジェクトを策定する場合には、具体的な成果目標を掲げるとともに、同プロジェクトを住民に公表すること。なお、当該プロジェクトについては、総務省ホームページ上で公表することとしていること。

- ① 市町村がプロジェクトに取り組むための経費について、1市町村につき、各年度3,000万円を上限として（実額が3,000万円を下回る場合は、実額を限度とする。また、財政力の高い市町村については、財政力補正を行う。）、3年間まで特別交付税措置を講じることとしていること（500億円程度）。
- ② 製造品出荷額、出生率等の成果指標を普通交付税の算定に反映させることとしていること（2,200億円程度）。
- ③ 今国会に提出中の「地域産業活性化法案」等に基づき、企業立地促進に係る地方交付税措置（減収補てん措置及び地方税増収分の一部を特別交付税において財政需要として算定）を講じることとしていること（300億円程度）。
- ④ 地方公共団体のプロジェクトに対して、情報通信関係施策のほか、関係各省（農林水産省、経済産業省、国土交通省）と連携を図り、都市と農山漁村の共生・対流、企業立地促進、観光振興・交流などの施策に関し、補助事業の優先採択等について配慮を行うこととしていること。

(2) 地域再生関連対策、地域を支える人づくり事業、地域文化振興対策、科学技術振興対策、地域情報化推進事業、わがまちづくり支援事業、地域経済新生事業、特定地域経済活性化対策、中小企業金融対策、中心市街地再活性化特別対策事業、農山漁村地域活性化対策、森林・林業振興対策、教育情報化対策、教育教材の整備推進、生活交通確保対策、観光立国推進対策、国際化推進対策、治安維持特別対策、共生のまちづくり推進、介護保険制度支援対策、地域環境保全・創造対策、国土保全対策、防災対策事業、国民保護対策及び新型インフルエンザ対策については、引き続き地方交付税等による措置を講じることとしていること。なお、以下の点に留意すること。

- ① 「地域情報化推進事業」については、「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部策定）において掲げられた「申請・届出等手続におけるオンライン

利用率を2010年度までに50%以上とする」という目標の達成に向け、申請・届出等手続のオンライン化及びオンライン利用促進に積極的に取り組むこと。また、安全・安心なICT社会を目指すセキュリティ対策の水準を強化するとともに、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード及び公的個人認証サービス等を活用した電子自治体の実現に向けて、積極的に取り組むこと。

② 「農山漁村地域活性化対策」のうち、国の施策に応じて行う「農地・水・環境保全向上対策」については、平成19年度から地方交付税措置を講じることとしていること。

③ 「森林・林業振興対策」のうち、「森林整備地域活動支援」については、制度見直しを行った上で、平成23年度までの延長措置が講じられたことから、国の施策に合わせ、地方単独事業に要する経費に対し、引き続き地方交付税措置を講じることとしていること。

④ 「教育情報化対策」のうち、教員が校務処理に使用するコンピュータを整備するために必要な経費については、平成19年度から新たに地方交付税措置を講じることとしていること。

⑤ 「教育教材の整備推進」のうち、図書整備については、平成23年度までに学校図書館図書標準の標準冊数を整備することを目標に、老朽化・陳腐化した図書の更新に要する経費も含めた新学校図書館図書整備5か年計画が策定されたことを踏まえ、計画的な学校図書整備に必要な経費について地方交付税措置を講じることとしていること。

(3) ふるさと融資制度については、離島地域及び特別豪雪地帯における融資比率の引上げ及び融資限度額全体の引上げの特例措置を、一部の地域の融資限度額の見直しを行った上で平成20年3月31日まで延長することとしていること。

(4) 今国会に提出中の「漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案」に基づき創設される排他的経済水域における直轄漁場整備事業に伴い必要となる地方負担については、平成19

年度から地方財政措置を講じることとしていること。

- (5) 直轄高速道路の管理に伴い必要となる地方負担について、維持管理費については地方交付税措置を講じるとともに、修繕費については建設費と同様の地方財政措置（地方債及び地方交付税による措置）を講じることとしていること。
- (6) 今国会に提出中の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案」に基づく地域公共交通活性化・再生対策として、平成19年度から、市町村における「地域公共交通総合連携計画」の策定に要する経費について特別交付税措置を講じるとともに、同計画に位置付けられた民間交通事業者によるLRT整備、コミュニティバス車両購入等への助成に要する経費について地方債の特例措置を講じることとしていること。
- (7) 「特別支援教育の充実」として、学校教育法の改正を踏まえ、小中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等の障害のある児童生徒に対する教育体制の充実のため、2年間でおおむね全小中学校に特別支援教育支援員を配置できるよう、平成19年度においては約21,000人（平成20年度は約30,000人を予定）の配置に要する経費について地方交付税措置を講じることとしていること。
- (8) 医療制度改革に伴う以下の取組に係る経費について、平成19年度から所要の地方交付税措置を講じることとしていること。
- ア 平成20年度から実施する後期高齢者医療制度において、実施主体である広域連合に対する分担経費及び市町村の施行準備に要する事務経費
- イ 都道府県における医療費適正化計画の策定及び医療機関の医療機能に関する情報を住民に分かりやすく提供する事業等に要する経費
- (9) 「医師確保対策」として、地域の医師不足等が深刻である状況を踏まえ、地域医療対策協議会の開催や卒後一定期間地元の医療機関で医療に従事することを条件とする都道府県の奨学金貸与事業、医師不足病院等における地域の開業医の活用等による医師確保支援事業に要する経費について、平成19年度から地方交付税措置を講じることとしていること。
- (10) 「子育て支援事業」については、「新しい少子化対策について」（平成18年6月

少子化社会対策会議決定)等を踏まえ、児童虐待防止対策の重点的な取組や妊産婦健診費用の助成拡充、地域における子育て力の強化等、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する総合的な少子化対策事業に要する経費について、地方交付税措置を拡充することとしていること。

(11)「石綿健康被害救済対策」として、都道府県が「石綿による健康被害の救済に関する法律」(平成18年法律第4号)第31条第1項の規定に基づく石綿健康被害救済基金に対して、救済給付の支給に要する費用に充てるために拠出する資金については、平成19年度から新たに同法第33条の規定により地方債を充当できることとし、また、後年度の元利償還金に対して地方交付税措置を講じることとしていること。

(12)平成18年6月に成立した「消防組織法の一部を改正する法律(平成18年法律第64号)」の施行に伴い、都道府県は消防広域化推進計画を定め、また、広域化対象市町村は広域消防運営計画を作成して、自主的な市町村の消防の広域化を推進することとされたが、このような取組を支援するため、「消防広域化支援対策」として、これらの計画作成に係る経費及び消防の広域化に伴って必要となる経費に対して、地方財政措置を講じることとしていること。

(13)「防災拠点施設の耐震診断促進事業」として、防災の拠点となる公共施設の耐震診断に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

これを踏まえ、地域の防災対策の推進と安心・安全の確保に資するため、防災の拠点となる公共施設の耐震化をより一層推進すること。

(14)「地震防災対策特別措置法」(平成7年法律第111号)に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業については、東南海地域など一部の地域に限り、当該事業に充てられる地方債の元利償還金について、地方交付税による措置を講じているところであるが、平成18年1月に施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」(平成17年法律第120号)に基づき、平成18年度中に大半の都道府県で耐震改修促進計画が策定されたこと、市町村において小中学校の耐震診断がおおむね完了しその結果が公表されることなどを踏まえ、平成19年度から、対象

地域を全国に拡充することとしていること。

- (15) 「石油コンビナート等災害防止法」の一部改正に基づく、大容量泡放射システムの配備に伴う新たな広域的な防災体制の整備や科学的知見に基づく防災アセスメントの実施等の経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

これらを踏まえ、石油コンビナート等防災計画を平成20年11月末までに改正するよう、所要の準備を進めること。

## 第二 歳入に関する事項

### 1 地方税

地方税については、社会経済情勢の変化に即応しつつ、次の事項に留意し、税収の確保に努められたい。

なお、地域経済振興施策の適切な実施等による将来の税源のかん養にも配慮されたい。

- (1) 地方財政計画における地方税収入見込額については、税制改正後において前年度当初見込額に対し、5兆4,745億円、15.7%増の4兆3,728億円（道府県税にあつては22.2%の増、市町村税にあつては10.5%の増）になるものと見込まれること。

この地方税収入見込額は、地方公共団体全体の見込額であり、景気動向に業種別、地域別にばらつきが見られること等にかんがみ、各地方公共団体においては、前年度における最終的な税収の状況に配意し、今後の経済情勢の推移等を見極めながら適切な税収入の見積りとその確保を図ること。

- (2) 平成19年に行われる3兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲は、地方分権・三位一体改革の一環として行われるものであり、税源移譲によつては基本的に、①納税者の多くは、平成19年1月から所得税が減少し、同年6月から減少相当分だけ住民税が増加すること、②所得税と住民税の合計額は、税源移譲前後で変わらないことを中心に納税者に対する周知徹底に努めること。

- (3) 地方税の賦課徴収については、課税客体、課税標準等の的確な把握、着実な滞納整

理の実施等従前にも増して執行面における税負担の公平確保に努めるとともに、効率的な体制の整備及び事務の執行に留意すること。

また、課税誤り等により納税者の税務行政に対する信頼を損なうことのないように、今後とも現地調査の徹底、チェック体制の整備、職員研修の充実等に努めるとともに、納税者が容易に課税内容を判断することのできる条件整備を図る等課税事務の適正化に格段の配慮を払うこと。

さらに、課税免除、不均一課税、減免等の措置についても、その内容について十分検討を加えるとともに、他の地方公共団体に及ぼす影響等に慎重な配慮を行い、その適正化に一層努める等法の趣旨に即して厳正な運用を図ること。

- (4) 課税自主権を活用し、地方自ら財源確保を図ることは、地方分権の観点から望ましいものであるが、超過課税については、その実施や継続に当たって、その趣旨について説明し、周知徹底を図るなど、納税者等の理解と協力が得られるよう、十分な配慮を払うこと。

法定外税の新設又は変更については、公平・中立などの税の原則にのっとり、税負担を求める者の範囲や課税標準の在り方などについて、十分な検討を行うこと。また、税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対し課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めること。

- (5) 納税手続については、できる限り納税者等の利便を図ることとし、税務行政の簡素合理化についてなお一層の工夫を加えるとともに、国・都道府県・市町村間における連絡協調を密にし、その協力体制の強化に努め、国・地方を通じる税務行政の効率化と適正な税務執行の確保を図るよう格段の配慮をすること。

## 2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、7,091億円で、前年度に比し、3兆233億円、81.0%の減となっている。

なお、所得譲与税（前年度3兆94億円）は、所得税から個人住民税への税源移譲に

に伴い、平成18年度をもって廃止された。

### 3 地方特例交付金等

地方特例交付金等の総額は、総計で3,120億円で、前年度に比し、5,040億円、61.8%の減となっている。

なお、平成19年度においては、児童手当における制度拡充に伴う地方負担の増加について地方特例交付金で措置するとともに、減税補てん特例交付金が平成18年度をもって廃止されることに伴う経過措置として特別交付金を交付することとしている。

#### (1) 地方特例交付金

地方特例交付金の総額は、平成18年度における児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するために必要な647億円と平成19年度における制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するために必要な473億円を合算した1,120億円であること。

なお、平成19年度における制度拡充に伴う地方負担の増加に対応する473億円については、都道府県と市町村にそれぞれ総額の2分の1の額を児童手当引き上げ対象児童数を基礎として交付することとしていること。

また、平成18年度における制度拡充に伴う地方負担の増加に対応する647億円については、児童手当の支給対象となる小学校4年生から6年生までの児童の数を基礎として交付することとしていること。

#### (2) 特別交付金

特別交付金については、地方税収の動向を踏まえ、総額を変えない範囲で、平成19年度及び平成20年度とされていた交付期間を平成21年度まで延長することとしていること。

なお、都道府県分の特別交付金については、普通交付税の交付、不交付の見込みの別に算定した平成19年減収見込額を基礎として交付することとしていること。

### 4 地方交付税

平成19年度の地方交付税の総額は、15兆2,027億円で、前年度当初予算額に

比し7,046億円、4.4%の減(別紙4)となっているが、特に次の事項に留意されたい。

(1) 基準財政需要額

ア 「基本方針2006」に沿って、平成19年度より「包括算定経費」として簡素な新しい基準による基準財政需要額の算定(いわゆる新型交付税)を導入することとしていること。

イ 「頑張る地方応援プログラム」における地方交付税措置として、製造品出荷額、出生率等の成果指標を地方交付税の算定に反映させることとしていること。

なお、行革インセンティブ算定については、「頑張る地方応援プログラム」の地方交付税措置の一環として、引き続き実施することとしていること。

ウ 都道府県分について、旧「企画振興費」に適用していた密度補正(外国青年招致人員数等)を廃止するとともに、市町村分について、「商工行政費」の密度補正(商工業従事者数)及び旧「その他の土木費」に適用していた投資態容補正(昼間人口)を廃止することとしているほか、最近の決算の状況等を踏まえ、引き続き普通態容補正の個別係数を縮減することとしていること。

エ 引き続き、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講じることとしていること。

また、三位一体の改革により税源移譲することとされた国庫補助負担金分については、前年度と同様に基準財政需要額に算入することとしていること。

なお、施設整備費の一般財源化に伴い充当された特別の地方債の元利償還金については、平成19年度より基準財政需要額に100%算入することとしていること。

また、平成17年の国勢調査結果の公表に伴い、人口(確定値)、65歳以上人口、75歳以上人口、都市計画区域人口、世帯数等を最新の数値に置き換えることとしていること。

その他、基準財政需要額の増減は、各地方公共団体における公債費のウェイト等により各地方公共団体ごとにかかなりの差が生じるものと見込まれること。



## (2) 基準財政収入額

ア 税源移譲によって財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う影響分を当分の間100%算入することとしており、平成19年度は、所得税から個人住民税への税源移譲相当額及び地方特例交付金はその対象となるものであること。

イ 基準財政収入額は、前年度の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることとなることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないことに留意すること。

(3) 平成19年度から平成21年度までの今後3年間の財源不足の補てんルールを決定したことを踏まえ、各地方公共団体の計画的な財政運営に資するよう、平成21年度までの基準財政需要額（臨時財政対策債振替前）の全国平均伸率の試算等を作成したので、各地方公共団体の交付税額の推計の参考にすること。

(4) 平成19年度の特別交付税の総額は、平成18年度に比し4.4%の減となっているので、予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もること。

特に、平成18年度において、災害対策及び合併関連経費等年度によって激変する項目により多額の交付を受けている地方公共団体にあつては、これらの事由による減少についても確実に見込むこと。

## 5 国庫支出金

平成19年度の国庫支出金は、10兆1,739億円で、前年度に比し276億円、0.3%の減となっている。

## 6 地方債

地方債については、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、地方債の円滑な発行の確保、地方財源の保障、地方財政の健全性の確保等を図る観点から、平成18年度より協議制度へ移行した趣旨を十分踏まえ、適切に対応されたい。

また、平成19年3月31日付けで「平成19年度地方債同意等基準」（平成19年総務省告示第209号）、「平成19年度地方債計画」（平成19年総務省告示第210

号)及び「平成19年度地方債充当率」(平成19年総務省告示第211号)を告示しているところであり、次の事項に留意されたい。

(1) 平成19年度地方債計画の総額は、1兆5,108億円(前年度比1兆4,358億円、10.3%減)、このうち普通会計分は9兆6,529億円(前年度比1兆1,645億円、10.8%減)、公営企業会計等分は2兆8,579億円(前年度比2,713億円、8.7%減)であり、次のような措置を講じていること。

ア 地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債を2兆6,300億円計上していること。

なお、資金については、原則として市町村について政府資金を配分することとし、7,890億円を確保していること。

イ 地方一般財源の不足に対処するため、一般公共事業債、学校教育施設等整備事業債、一般廃棄物処理事業債、地域活性化事業債及び臨時地方道整備事業債の一部に係る充当率の臨時的引上げ等により財源対策債として1兆5,900億円を計上していること。なお、これは個別の地方公共団体の財政措置に不均衡が生じないように調整を図るための調整分を含めて計上しているものであること。

ウ 国庫補助負担金改革における施設整備費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、地方公共団体において引き続き必要な施設整備事業を円滑に実施できるよう、引き続き施設整備事業(一般財源化分)700億円を計上していること。

エ 団塊の世代の大量定年退職等に伴う平成18年度以降の退職手当の大幅な増加に対処しつつ、今後の総人件費削減を進めるため、将来の人件費の削減に取り組む地方公共団体を対象に、退職手当債5,900億円を計上していること。

オ 集中改革プラン等に基づき数値目標を設定・公表して計画的に行政改革を推進し、財政の健全化に取り組んでいる地方公共団体について、通常地方債に加え、行政改革の取組により将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において、通常地方債を充当した残余部分に、さらに行政改革推進債を充当することができることとし、3,000億円を計上していること。

カ 「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号。以下「旧合併特例法」という。）の下で合併した市町村を支援するため、合併市町村が公共施設の整備等を計画的に実施できるよう、引き続き、合併特例債及び合併推進債の所要額を計上していること。

また、合併新法の下で、都道府県の構想に位置付けられた市町村合併を支援するため、当該市町村の合併に伴い特に必要となる事業について、引き続き合併推進債の対象とすることとし、所要額を計上していること。

なお、合併特例債により積み立てられた旧合併特例法第11条の2第1項第3号に規定する基金の取崩しは、積立てのために特例的に認められた合併特例債の性格にかんがみ、当該積立てのために発行された合併特例債の元金償還が終わった額の範囲内で、取り崩すことが可能なものであること。

キ 辺地とその他の地域の格差是正を図り、また、過疎地域の自立促進のための施策を推進するため、辺地及び過疎対策事業債の所要額を確保していること。特に過疎対策事業債については、ほぼ前年度並みの所要額を確保し、過疎地域の自立促進に資する効果的なプロジェクト等を重点的に支援していくこととしていること。

ク 地方公共団体が公共施設等に係るアスベストの除去を円滑かつ速やかに行うことができるよう、引き続き地方債措置を講じることとしていること。

ケ 地方債資金については、郵政民営化に伴い郵政公社資金を廃止するとともに、行革推進法に基づく資産債務改革、特別会計改革、政策金融改革などの動向を踏まえ、都道府県及び政令指定都市を中心に、市場公募地方債による市場化の一層の推進を図るとともに、行革推進法と郵政民営化法（平成17年法律第97号）第182条を踏まえ、公的資金の縮減・重点化を引き続き図りつつ、所要の公的資金を確保することとしていること。

(2) 民間資金の調達に当たっては、市場公募化の一層の推進、証券発行方式の活用、満期一括償還化、発行単位の大型化、発行時期の平準化、償還期間の多様化を図ること等により流通性の一層の向上や調達手段の多様化に努めること。特に、証券発行方式

の地方債を発行している地方公共団体でいまだ振替制度へ移行していない団体にあつては、平成20年1月6日以降は公共法人等の非課税措置等の税制上の優遇措置が振替地方債にのみ認められること等を踏まえ、原則として一般債振替制度への円滑かつ早急な移行を図ること。

なお、平成20年1月1日以降において、非居住者又は外国法人が支払を受ける振替地方債の利子については、振替国債と同様に、非課税適用申告書の提出等を要件として、所得税又は法人税を課さないこととし、源泉徴収を免除する税制上の特例措置を講じる予定であること。このため、振替地方債を発行している地方公共団体にあつては、当該特例措置の創設に際し、関係機関との連携や体制の整備等に努めること。

(3) 全国型市場公募債については、既発行団体にあつては発行規模の拡大に努めるとともに、全都道府県及び政令指定都市が全国型市場公募債を発行することを目指す観点から、未発行団体にあつては積極的にその発行を検討すること。

また、中核市、特例市はもとより、その他の市町村においても、地域住民の行政参加意識の高揚とともに、地方債の個人消化及び資金調達手法の多様化を図る趣旨から推進している「住民参加型市場公募債」の発行に積極的に取り組むこと。

なお、市場公募債の発行形式については、それぞれの地方公共団体が自ら交渉して、自主的に条件を決定することが基本的な姿であることを踏まえ、適切な条件決定方式を選択して発行すること。

平成19年度においては、新たに加わる4団体を含め42団体が全国型市場公募債を発行する予定であるとともに、住民参加型市場公募債については、発行団体が20団体程度増加し130団体程度、3,500億円程度の発行が予定されていること。

(4) 発行単位の大型化による安定的かつ有利な資金調達を図るため、地方財政法第5条の7の規定に基づく全国型の共同発行市場公募債については平成19年度において発行規模1兆2,000億円程度、28団体を予定していること。なお、全国規模の共同発行に限らず、近隣地方公共団体間や都道府県・市町村間など様々な形の共同発行の推進に努めること。

- (5) 地方債に関しては、B I S（国際決済銀行）規制上のリスク・ウェイトが国債と同様ゼロとされているところであるが、平成19年3月末のB I SによるバーゼルⅡ発効後についても、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年3月27日金融庁告示第19号）等に基づき、信用リスクの標準的手法において、国債と同様、地方債は引き続きリスク・ウェイトがゼロとされていること。
- (6) それぞれの地方公共団体において財政健全性を維持するための取組を行っていること、上記(5)のとおりB I S規制上リスク・ウェイトがゼロとされていること等について、地方債の市場化の推進に対応し、住民及び市場関係者の一層の理解を得られるよう、積極的にI R活動（投資家・金融機関等への説明）等情報提供を行うこと。
- (7) 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）等に基づく公共事業の見直しや公共施設の目的外転用により、公的資金の繰上償還（補償金が課されない繰上償還）を行う場合には、新たに民間資金による借換債を認めることとしていること。
- (8) 中長期的な視点に立った計画的な財政運営に資するため、将来にわたる地方債の発行計画及び償還計画を策定するなど、総合的な地方債管理に努めること。
- (9) 施設の耐用年数に比して著しく地方債の償還期間が短いこと等により、公債費が急増している地方公共団体も見受けられるので、公債管理に当たっては、適切な地方債の償還条件を選択し、公債費負担の中長期的な平準化に十分留意すること。

また、償還途中において平準化を図る必要が生じた場合は、借換えにより対処するものとする。なお、償還期間を延長する等借入条件を変更することは、市場関係者に対して債務の繰り延べとの印象を与えかねないため、慎むこと。

## 7 使用料・手数料等

使用料・手数料及び分担金・負担金については、対象事務の見直しを図りつつ、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立脚し、関係事務費の動向に即応して常に見直しを行い、その適正化を図られたい。

なお、平成19年度においては、地方財政計画及び地方交付税の単位費用の算定基礎において、公立の高等学校授業料及び幼稚園保育料を引き上げている。

### 第三 歳出に関する事項

#### 1 給与関係経費等

地方財政において大きな比重を占める給与関係経費については、地方公共団体において適正化のための努力が払われてきているところであるが、なお一部の地方公共団体においては十分とはいえず、地方財政の状況と給与関係経費の在り方に対する世論の動向等にもかんがみ、引き続き積極的にその適正合理化に取り組む必要がある。このため、次の事項に留意し、引き続き給与関係経費の抑制と適正化に努力されたい。

(1) 平成19年度の地方財政計画における職員数については、「基本方針2006」における5年間で5.7%の定員純減目標のうち、純減を各年度均等に行うとした場合の1年分に相当する定員純減数29,358人及び退職者見込みが今後5年間のうちで前半年度に偏ると見込まれることを踏まえた純減前倒し分5,000人の計34,358人の純減としていること。

(2) 平成19年度の地方財政計画の給料単価等については、平成17年人事院勧告の給与構造改革と同様の見直しに加え、「基本方針2006」に沿って、地域民間給与の更なる反映、期末勤勉手当の支給月数の地域格差の反映及び級別職員構成の是正を見込んでいること。

(3) 団塊の世代の大量定年退職等に対処するため、地方財政計画上の退職手当を前年度に比し16.5%増の2兆3,828億円計上していること。

#### 2 一般行政経費等

一般行政経費等については、次の事項に留意しつつ、経費全般について徹底した見直しを行い、その節減合理化に努められたい。

(1) 各種施策の実施に当たっては、優先順位の厳しい選択を行い、このために必要な財源は、極力既定経費との振替や節減合理化により捻出するよう努めるとともに、後年

度における財政負担及びこれに対する財政措置についても十分検討すること。

- (2) 一般行政経費（単独）については、前年度比3.5%増の1兆3,510億円を計上しているが、投資的経費（単独）との一体的なかい離是正を除いた伸び率は0.9%減であること。
- (3) 国民健康保険関係事業費については、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）3,899億円、都道府県調整交付金5,102億円及び国保財政安定化支援事業1,000億円をあわせた1兆1億円を計上していること。
- (4) 維持補修費については、0.0%減の9,766億円を計上しているが、公共施設等の適切な機能の維持に配慮するとともに、各種公共施設等について計画的な補修を行うよう適切な執行に努めること。
- (5) 補助金等については、行政の責任分野、経費負担の在り方、行政効果等を精査の上、廃止、統合又はメニュー化に努めること。

また、補助金等の新設は極力抑制することとし、新規の補助金等を設ける場合にあっても、既定の補助金等の整理を図るほか、終期を設定するとともに、不断の見直しを行うことにより、補助金等の総額の抑制に努めること。

- (6) 高等学校以下の私立学校に対する助成については、地方財政計画に前年度と同程度の額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。
- (7) 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、平成19年度においても、5,700億円を地方財政計画に計上したところであり、各地方公共団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうようあらかじめ財源を留保すること。

### 3 投資的経費

投資的経費については、次の事項に留意して、公共事業及び地方単独事業の計画的・効率的な執行に努められたい。

- (1) 国の公共事業関係費は前年度比3.5%減とされているが、地方財政計画における投資的経費のうち、直轄事業負担金については、前年度に比し0.9%増の1兆1,371億円、補助事業費については、前年度に比し2.9%減の5兆5,073億円

となっていること。

(2) 地方単独事業費については、前年度比14.9%減の8兆5,884億円を計上しているが、一般行政経費（単独）との一体的なかい離是正分を除いた伸び率は3.0%減であり、「地域活性化事業」や「地域再生事業」の活用を図り、基盤整備への重点化を図りつつ、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要な事業を実施されたいこと。

(3) 国においては、公共事業等について、経済情勢や地域の実情等を注視しつつ、機動的な施行を図っていくこととされていること。あわせて、災害復旧の事業等については、平成18年度補正予算において計上されたものも含め、最大限円滑かつ速やかな事業執行を図ることとされているので、各地方公共団体においては、この趣旨を勘案の上、地方単独事業の施行も含め、各地域の経済の動向等に即し、適切に対応すること。

また、事業の計画的かつ円滑な執行を確保するため、債務負担行為を積極的に活用することなどにより、工事発注時期の平準化を図ること。

#### 4 公債費

公債費については、1.1%減の13兆1,496億円を計上しているが、依然として高い水準にあることにかんがみ、公債費に係る地方交付税措置や減債基金における既発債の償還財源の積立状況等を考慮し、実質的な後年度負担を把握しつつ年次償還計画を策定することなどにより、中長期的観点に立った適切な財政運営の確保に努められたい。

### 第四 地方公営企業等に関する事項

#### 1 地方公営企業

(1) 地方公営企業については、「新地方行革指針」、「地方行革新指針」、「行革推進法」及び「地方公営企業の経営の総点検について」（平成16年4月13日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）の趣旨等を踏まえ、特に次の事項に留意し、更なる経営改革に積極的に取り組まれたい。

ア まず、現在地方公営企業が供給しているサービス自体の必要性について検討する



こと。次に、サービス自体が必要な場合であっても、地方公営企業として実施する必要性について十分検討し、特に公共性の確保等の意義が薄れている場合には、民間への事業譲渡等について検討すること。

イ 事業を継続する場合であっても、公の施設の指定管理者制度、地方独立行政法人制度、PFI事業、民間委託等の民間的経営手法の導入を促進すること。また、市場化テストの積極的な活用に取り組むこと。

ウ より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進するため、中期経営計画の策定、業績評価の実施、積極的な情報開示に取り組むこと。

また、特に情報開示に当たっては、住民の理解と納得を得るためにも、給与情報の徹底した開示が不可欠であり、民間に比べて水準が高いとの指摘がある人件費等については、類似団体や民間企業の対応するデータを添えるなど、住民が理解、評価しやすいように工夫をこらすこと。

エ 企業職員の給与については、平成18年度から実施している給与構造改革、地域民間給与の更なる反映、特殊勤務手当等諸手当の是正の趣旨にかんがみ、給与の見直しを速やかに実施すること。また、定員管理については、「新地方行革指針」及び「地方行革新指針」を踏まえた真摯な取組により、定員の純減に努めること。

オ 企業用資産の有効活用、附帯事業の適切な実施等経営の活性化に努めるとともに、広域的な機能分担や連携にも留意しながら、広域化・共同化の積極的な推進に努めること。

なお、地方公営企業の経営改善を進めていくに当たっては、地方公営企業の経営努力のみならず、一般行政部門、その他関係機関等との密接な連携を図るよう努めること。

カ 地方公営企業の料金については、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とするとともに、経営改善・合理化による原価の抑制、適切な事業報酬の設定、受益者負担金の適切な徴収に努めること。

また、一般会計との経費負担区分については、その適正な運用を図るとともに、

社会情勢、厳しい地方財政の状況を踏まえ、一層の自助努力により独立採算の基本原則に立脚した経営に努めること。

(2) 地方公営企業が健全な経営を行いうるよう、公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分について、「平成19年度地方公営企業繰出金について」（自治財政局長通知）により別途通知することとしており、その適正な運用に努められたい。また、地方公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の強化に資するため、次のような措置を講じることとしているので、その適切な活用を努められたい。

- ① 地方債計画においては、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保していること。
- ② 公営企業金融公庫資金においては、臨時特別利率分として、3,400億円を確保するとともに、既往債の利子を軽減する観点から、公営企業借換債について、資本費負担が著しく高い一定の地方公営企業を対象とした従来分について借換枠を1,000億円（利率要件5.5%以上）としているほか、臨時特例措置として、利率7.0%以上の一定の公営企業債について借換枠を1,000億円とし、地方債計画に総額2,000億円（前年度2,000億円）計上していること。
- ③ 簡易水道事業については、経営の効率化・健全化を図るため、簡易水道事業統合計画を策定し、事業内の簡易水道施設を整理・統合しようとする場合には所要の地方財政措置を講じることとしているので、積極的に活用すること。
- ④ 下水道事業については、平成18年度の地方財政措置の見直しに伴う平成17年度までに発行した下水道事業債の元利償還金に係る従来の公費負担割合（雨水相当分7割）による額と新たな公費負担割合（雨水分及び汚水公費分）による額との差額については、前年度に引き続き下水道事業債（特別措置分）に振り替え、当該特別措置分に係る下水道事業債の元利償還金については、後年度において基準財政需要額に算入することとしていること。

また、地理的条件や個別事情によって料金の対象となる汚水資本費（使用料対象

資本費)が高水準となる事業に対する高資本費対策として、一定の使用料徴収を前提に資本費の一部に地方交付税措置を講じることとしていること。

下水道事業の経営健全化を図るため、一般会計の負担が過大になっている団体においては、早急に使用料の適正化に取り組むこと。

加えて、下水道事業債の元金償還期間と減価償却期間との差により構造的に生じる資金不足を補うため、資本費平準化債として所要の地方債措置を講じることとしているので積極的に活用すること。

- ⑤ 交通事業については、都市内交通の改善、人と環境にやさしい都市交通の構築等の観点から、高機能路面電車システム（「LRTシステム」）の整備について、新たに地方財政措置を講じることとしていること。
- ⑥ 病院事業については、近年における自治体病院経営を取り巻く環境の変化に的確に対応し、医療資源の効率的活用に資するため、地域における当該病院の役割を明確にしたうえで、他の医療機関との連携・機能分担及び病床の合理化を一層推進すること。また、経営の透明性を確保する観点からも、職員数・給与の見直し、民間委託の推進を図る等経営の徹底した効率化を図り、適切な医療の確保に努めること。なお、医師確保対策等を進めるため、院内保育所の運営に要する経費について、新たに地方交付税措置を講じることとしていること。
- ⑦ 以下の各事業については、特に、次の事項に配慮すること。

ア 水道事業及び工業用水道事業については、建設投資計画の策定に当たって、的確な需要予測を行い、投資規模の適正化に配慮するとともに、ダム等水源施設整備への参加に当たっては、水源開発の必要性、所要水量、企業採算性について十分検討の上、慎重に対処すること。

既に建設に着手しているダム等水源施設整備事業についても、水需要の動向及び水資源開発基本計画（いわゆる「フルプラン」）の策定に配慮しつつ、必要に応じて利水容量の見直し等を行うこと。

簡易水道事業については、経理内容を明確化するため、「地方公営企業法」（

昭和27年法律第292号)の財務規定等を適用するとともに、経営の効率化・健全化のための統合を積極的に推進すること。

イ 交通事業については、安全性の確保に留意しつつ企業の経済性を発揮し、経営の一層の健全化・効率化に努めること。

特にバス事業にあつては、地方公営企業としてサービス供給を行う必要性について、民間への事業譲渡等の選択肢を含め再検討する必要がある。その上で、地方公営企業によりサービス供給を継続する場合には、以下の点に留意すること。

(ア) 職員定数や給与水準の適正化等、経営効率化に努めること。

(イ) 地域住民に対する説明責任を果たす観点から、民営との比較対照情報等について積極的な情報開示を行うこと。

また、地下鉄事業等にあつては、巨額の建設費を要し収支が均衡するまでに極めて長い期間を要するとともに、事業の経営状況が地方公共団体の財政に重大な影響を及ぼしうることから、特に新規建設については、必要性・需要の動向、採算性を十分に検討の上、慎重に対処すること。

ウ 電気事業及びガス事業については、電力分野及びガス分野において、小売の部分自由化等の規制緩和が逐次行われており、また、電気事業にあつては電力会社との卸供給契約が平成22年に期限を迎えるなど、事業を取り巻く環境が変化していることを踏まえて、更なる経営効率化等に取り組むとともに、事業の在り方に関する検討を適切に行うこと。

エ 病院事業については、地域において医師の確保が困難となっているなど、病院経営を取り巻く環境が大きく変化している状況を踏まえ、民間病院を含めた病院相互の連携強化と機能分担の下、地域における当該病院の役割を明確にし、診療科目、病床規模等について見直しを行うとともに、再編・ネットワーク化など地域における医療提供体制の抜本的な見直し及び必要に応じて病院の経営形態の見直しについても検討すること。これらの施策の推進に当たっては、地域における関係機関間の協議の場への積極的な参加等を通じ適切に対処すること。

また、病床利用率の向上等医療施設の効率的な使用、職員数・給与の適正化、民間委託の推進、医薬品の使用効率の向上を図るとともに、職員の経営意識向上に努める等経営の健全化に徹すること。

オ 下水道事業については、次の事項に配意すること。

(ア) 汚水処理施設の整備を進めるに当たっては、地域の特性、建設及び維持管理コスト等を勘案し、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の中から、各地方公共団体において地域ごとに最適な処理方法を選択若しくは効率的に組み合わせる等工夫すること。

(イ) 使用料収入による汚水処理原価の回収を基本とする経営を実現していくため、積極的に使用料の適正化に努めること。

また、将来の使用料水準並びに一般会計に与える影響等を考慮した長期の財政計画を策定することにより、長期的視点に立った効率的な経営に努めるとともに住民等に対して十分な説明を行うこと。

(ウ) 効率的な業務の遂行を図るため、維持管理業務については、可能な限り民間委託を推進するとともに、広域・共同処理等により効率的な執行体制の整備に努めること。

(エ) 経理内容を明確化するため、「地方公営企業法」の財務規定等の適用を図ること。特に、新規に事業着手する団体にあっても、事業開始時からその適用の準備に努めること。

カ 地域開発事業については、造成地の処分が計画どおりに進捗していないものが多数見受けられ、将来の財政運営に多大な影響を及ぼすおそれがあることから、抜本的な造成地等の利用計画、処分方法の見直しを行うとともに、区画の細分化や分割払い方式の導入などにより土地売却を促進する措置を引き続き講じること。

また、新規の事業計画の策定に当たっては、必要性、造成地等の需要の動向及び採算性を十分に検討の上、慎重に対処すること。

## 2 国民健康保険事業等

国民健康保険事業については、その厳しい財政状況を踏まえ、次の事項に留意して、その財政の健全化に努められたい。

なお、以下の制度については、平成17年12月18日の総務・財務・厚生労働3大臣合意に沿って、平成21年度までの暫定的な措置として、引き続き、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。

(ア) 保険者支援制度（875億円（国1／2、都道府県1／4、市町村1／4））

(イ) 高額医療費共同事業（1,964億円（国1／4、都道府県1／4、市町村国保1／2））

(ウ) 国保財政安定化支援事業（1,000億円（市町村単独））

(1) 保険者である各市町村においては、医療費適正化対策の推進に努めるとともに、医療費支出の水準に応じた保険料（税）の合理的算定を行い、その収納率の向上を図る等収入・支出を通じてその運営の適正化に努めること。

(2) 事業勘定に対する一般会計等からの繰出しは、保険基盤安定制度に係る経費、国民健康保険事務費、出産育児一時金に係る経費の一部、国保財政安定化支援事業に係る経費及び一般住民を対象とする保健事業に係る経費の一部を除き、その性質上行うべきものではないことにかんがみ、財政援助的な繰出しを行っている地方公共団体にあつては、その是正に努めること。

(3) 市町村国保について、事業の共同化等により、保険運営の広域化を図られたいこと。

なお、都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、保険財政共同安定化事業が実施されているところであり、拠出金の持ち出し率が一定以上の保険者について、都道府県調整交付金による支援を行うなど円滑な実施に配慮されたいこと。

(4) 後期高齢者医療制度については、広域連合において平成19年度中に保険料率の設定等を行う必要があり、平成20年度からの制度の円滑な施行に向けて遺漏のないようされたいこと。

### 3 第三セクター及び地方公社等

第三セクター及び地方公社等の経営の適否が地方公共団体の財政に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、適切な運営に努められたい。

(1) 地方独立行政法人、地方公社や第三セクター等の運営に当たっては、「行政改革の重要方針」、「行革推進法」、及び「地方行革新指針」を踏まえ、その人員や給与に関する情報を住民に分かりやすく開示させ、改革の取組を促すこと。特に、行革推進法第57条に基づき、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人に対しては、その職員数及び職員の給与に関する情報を公開するよう要請すること。

また、地方公社及び第三セクター等については、「地方行革新指針」を踏まえ、人件費抑制・随意契約の見直し等に向け取組を進めること。

(2) 第三セクターに関しては、経営が一段と厳しさを増していることから、「第三セクターに関する指針」（平成15年12月12日付け総務省自治財政局長通知）の趣旨を踏まえ、既に目的を達成したと思われるもの、事業の存続が困難と思われるものなどの統廃合や完全民営化等を積極的に進めること。さらに、経営状況が深刻であると判断される場合には、問題を先送りすることなく、経営悪化の原因を検証し、債権者等関係者とも十分協議しつつ、経営改善策の検討を行い、その上で、経営の改善が極めて困難と判断されるものについては、法的整理の実施等について検討すること。この場合、地方公共団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約等に基づく負担を負うのが原則であり、過度の負担を負うことのないように留意すること。

なお、存続する場合であっても、外部の専門家による監査を活用する等監査体制の強化を図ること、政策評価の視点も踏まえ、点検評価の充実強化を図ることのほか、積極的かつ分かりやすい情報公開に努めるなど経営改善をより一層進めること。

新たな第三セクターの設立については、事業の必要性、公共性、採算性等その意義及び行政関与の必要性について十分な検討を行うとともに、民間との競合関係にも留

意の上、真にやむを得ないものを除き、特に慎重に対処すること。

(3) 土地開発公社の運営に当たっては、「「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について（土地開発公社関係）」の改正について」（平成12年4月21日付け建設省建設経済局長、自治大臣官房総務審議官通知）等を踏まえ、次の点に留意するとともに、土地開発公社の状況を踏まえつつ、その在り方について抜本的な検討を行うこと。

ア 新たな土地の取得については土地利用計画等を慎重に検討し、土地開発公社が現に保有している土地については事業計画の見直し等を含めて処分の促進に努め、特に保有期間が長期にわたる土地については、処分を積極的に行うこと。また、新たな土地の取得については土地利用計画等を慎重に検討すること。さらに、土地取得手続の適正化、金利の低減や経営状況に関する積極的な情報公開等に努めること。

イ 「土地開発公社経営健全化対策について」（平成16年12月27日付け総務事務次官通知）に基づき、公社経営健全化団体が指定され、健全化のための取組が行われているところであるが、その他の地方公共団体についても、より一層の土地開発公社の経営の健全化に取り組むこと。

ウ 地方公共団体が、土地開発公社の保有する公共公用施設用地を再取得することなく事業の用に供することや、再取得に要した費用を長期にわたり繰り延べることは不適切な財政運営であることから、速やかにその改善を図ること。

(4) 供用中の有料道路のうち採算性が悪化しているものについては、経費の節減、料金の適正化等に努めること。また、新たな有料道路の建設については、当該道路整備の緊急性、採算性等を十分検討し、慎重に対処すること。

NTT無利子貸付金（Aタイプ）の貸付対象とされる有料道路事業（駐車場事業を含む。）については、開発利益の程度等についてあらかじめ十分な審査を行うこと。

#### 4 公営競技について

(1) 公営競技は、地方財政への寄与を主たる目的として実施されるものであるが、近年、経営状況が悪化し、収益率が低下しているところであるので、各施行団体にあつては、魅力の向上による売上げの増加を図り、開催経費の削減等による経営の合理化を徹底



するほか、必要に応じ、今後の事業の在り方についても検討を行うこと。

なお、引き続き、各施行団体が特別な経営改善計画を策定し、自主的に経営改善に取り組もうとする場合に、その計画に基づいて行う人員削減や機械導入等に伴い一時的に増加する経費のほか、公営競技施設に係る当該年度の地方債元金償還金について、地方債を充当することができることとしており、必要に応じてこの措置を活用し、積極的に経営の合理化に取り組まれない。

(2) 「行政改革の重要方針」に基づき、助成金交付事業の徹底した透明化等の観点から、公営競技関係法人の事業及び組織形態を見直すとともに、厳しい状況にある公営競技の活性化等の観点から、交付金制度の見直し、事務の委託に係る規制の緩和、払戻金の上限の緩和等を行うため、「競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案」、「自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案」及び「モーターボート競走法の一部を改正する法律案」が今国会に提出され、「モーターボート競走法の一部を改正する法律」は3月29日に成立し、「競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案」、「自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案」については審議中であるので、留意されたい。

## 5 公営企業金融公庫廃止後の新組織について

「行革推進法」及び「政策金融改革に係る制度設計」（平成18年6月27日行政改革推進本部・政策金融改革推進本部決定）等を踏まえ、公営企業金融公庫は平成20年10月に廃止され、地方公共団体が共同して設立する新組織に移行することとなっており、新組織の目的、体制、業務及び現公庫から新組織への資産・負債の承継等について定めた「地方公営企業等金融機構法案」を平成19年の通常国会に提出したところであるので留意されたい。

平成19年度においては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、「基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に沿って、歳出全般にわたり見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制を図る一方、活力ある地方を創るための施策等に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき平成19年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

- 1 地方税については、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、法人所得課税等における減価償却制度を見直すとともに、上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限を1年延長するほか、非課税等特別措置の整理合理化等のため所要の措置を講じることとする。

なお、所得譲与税は、所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、平成18年度をもって廃止することとする。

- 2 地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

- (1) 地方財政の健全化に資するため、交付税特別会計の新規借入を行わないこととし、既往の借入金について、国・地方の負担区分に応じてそれぞれの償還責任を明確にする観点から、国の負担額18兆6,648億円を平成19年4月1日より国の一般会計借入金として承継するとともに、地方の負担額33兆6,173億円は、現行の償還期限である平成38年度までの償還計画を新たに作成した上で、計画的な償還を行う（平成19年度償還額5,869億円）。

- (2) 平成19年度から平成21年度の間は、平成18年度までと同様、財源不足が建設地方債（財源対策債）の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じる。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

これらの措置を地方交付税法第6条の3第2項の制度改正として講じ、所要の法律改正を行う。

なお、地方交付税法附則第4条の2第8項及び第9項に基づき平成19年度に一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額6,251億円については、法律の定めるところにより平成22年度以降の3年間で均等に加算する。

また、平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等3,712億円については、法律の定めるところにより平成25年度以降の地方交付税の総額に加算するとともに、平成17年度において一般会計から交付税特別会計に繰り入れた国負担分の借入金利子相当額の予算額と実際に要し

た額の差額1,546億円については、法律の定めるところにより平成20年度及び平成21年度の地方交付税の総額から減額する。

(3) 平成19年度の地方財源不足見込額4兆4,200億円については、上記(2)の考え方にに基づき、従前と同様の例により、次の補てん措置を講じる。その結果、国と地方が折半して補てんすべき額は生じないこととなる。

ア. 建設地方債（財源対策債）の増発 1兆5,900億円

イ. 地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債） 2兆6,300億円

ウ. 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律附則第4条第1項に規定する特別交付金 2,000億円

なお、特別交付金については、平成19年度の交付額を4,000億円、平成20年度の交付額を2,000億円としていたが、地方税収の動向を踏まえ、交付期間を2年から3年に延長し、平成19年度から平成21年度までの各年度の交付額を2,000億円とする。

(4) 平成19年度においても、投資的経費に係る地方単独事業費と一般行政経費に係る地方単独事業費の一体的かい離是正（一般財源ベース6,000億円）を行う。

一体的かい離是正分の一般財源に相当する額のうち財源不足となるものについては、基本的には国と地方が折半して負担することとするが、平成19年度は、平成17年度是正分のうち2,100億円、平成18年度是正分のうち8,000億円及び平成19年度是正分のうち財源不足となるもの5,948億円を、地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により措置することとし、国負担となるべき分については後年度に調整する。

(5) 上記の結果、平成19年度の地方交付税については、15兆2,027億円（前年度に比し4.4%減）を確保する。

3 平成19年度においては、児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するため、地方特例交付金を増額することとする。

4 地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方団体が、行政改革と財政の健全化を推進し、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を一層推進しつつ、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画の規模は12兆5,108億円（普通会計分9兆6,529億円、公営企業会計等分2兆8,579億円）とする。

5 社会経済情勢の推移等に即応して使用料・手数料等の適正化を図る。

6 地域経済の振興を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

(1) 投資的経費に係る地方単独事業費については、「基本方針2006」を踏まえた事業規模の計画的抑制と併せ、かい離是正を行ったところである。その結果、平成19年度においては、前年度に比し14.9%減額することとしているが、かい離是正分を除いた場合は3.0%減額であり、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

(2) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、活力ある地方を創るための施策等に財源の重点的配分を図るとともに、かい離是正を行い、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

- (3) 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。
- (4) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- 7 地方団体の公債費負担の軽減を図るため、平成19年度から3年間で、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方団体を対象に、公営企業借換債を合わせて5兆円規模の公的資金（財政融資資金、簡保資金及び公営公庫資金）の繰上償還（補償金なし）等を行うこととし、その財源として必要に応じ民間等資金による借換債を発行できることとする。
- 8 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- 9 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減や給与構造改革等に取り組むとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

## 地方財政計画歳入歳出一覧

(単位：億円、%)

区 分	平成19年度 (A)	平成18年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)	備 考
(歳 入)					
地 方 税	403,728	348,983	54,745	15.7	
地 方 譲 与 税	7,091	37,324	▲ 30,233	▲ 81.0	
地方特例交付金等	3,120	8,160	▲ 5,040	▲ 61.8	
地 方 交 付 税	152,027	159,073	▲ 7,046	▲ 4.4	
国 庫 支 出 金	101,739	102,015	▲ 276	▲ 0.3	
地 方 債	96,529	108,174	▲ 11,645	▲ 10.8	
使用料及び手数料	16,455	16,450	5	0.0	
雑 収 入	50,572	51,329	▲ 757	▲ 1.5	
計	831,261	831,508	▲ 247	▲ 0.0	
(歳 出)					
給 与 関 係 経 費	225,111	225,769	▲ 658	▲ 0.3	
退 職 手 当 以 外	201,283	205,321	▲ 4,038	▲ 2.0	
退 職 手 当	23,828	20,448	3,380	16.5	
一 般 行 政 経 費	261,811	251,857	9,954	4.0	
補 助	112,300	107,286	5,014	4.7	
単 独	139,510	134,785	4,725	3.5	▲ 0.9
国民健康保険関係事業費	10,001	9,786	215	2.2	投資的経費との 一体的かい離是 正+6,000億円を 除いた場合
公 債 費	131,496	132,979	▲ 1,483	▲ 1.1	
維 持 補 修 費	9,766	9,768	▲ 2	▲ 0.0	
投 資 的 経 費	152,328	168,889	▲ 16,561	▲ 9.8	
直 轄 ・ 補 助	66,444	67,978	▲ 1,534	▲ 2.3	
単 独	85,884	100,911	▲ 15,027	▲ 14.9	▲ 3.0
公 営 企 業 繰 出 金	27,249	27,346	▲ 97	▲ 0.4	一般行政経費との 一体的かい離 是正▲12,000億 円(一般財源 ベース▲6,000億 円)を除いた場合
企業債償還費普通会計負担分	18,915	18,828	87	0.5	
そ の 他	8,334	8,518	▲ 184	▲ 2.2	
不交付団体水準超経費	23,500	14,900	8,600	57.7	
計	831,261	831,508	▲ 247	▲ 0.0	
地 方 一 般 歳 出	657,350	664,801	▲ 7,451	▲ 1.1	公債費、企業債償 還費普通会計負担 分、不交付団体水 準超経費を除く

## 平成19年度地方債計画

平成19年総務省告示第210号

(単位：億円、%)

項 目	平成19年度 計画額 (A)	平成18年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 一般公共事業	19,467	19,894	△ 427	△ 2.1
2 公営住宅建設事業	1,680	1,758	△ 78	△ 4.4
3 災害復旧事業	408	426	△ 18	△ 4.2
4 教育・福祉施設等整備事業	6,439	8,302	△ 1,863	△ 22.4
(1) 学校教育施設等整備事業	2,068	2,280	△ 212	△ 9.3
(2) 社会福祉施設整備事業	316	389	△ 73	△ 18.8
(3) 一般廃棄物処理事業	1,505	2,088	△ 583	△ 27.9
(4) 一般補助施設整備等事業	1,850	2,845	△ 995	△ 35.0
(5) 施設整備事業(一般財源化分)	700	700	0	0.0
5 一般単独事業	28,062	32,994	△ 4,932	△ 14.9
(1) 一般事業	4,254	6,137	△ 1,883	△ 30.7
(2) 地域活性化事業	900	1,500	△ 600	△ 40.0
(3) 防災対策事業	1,300	1,500	△ 200	△ 13.3
(4) 合併特例事業	9,500	9,500	0	0.0
(5) 臨時地方道整備事業	9,300	10,009	△ 709	△ 7.1
(6) 臨時河川等整備事業	587	605	△ 18	△ 3.0
(7) 臨時高等学校整備事業	721	743	△ 22	△ 3.0
(8) 地域再生事業	1,500	3,000	△ 1,500	△ 50.0
6 辺地及び過疎対策事業	3,312	3,390	△ 78	△ 2.3
(1) 辺地対策事業	508	538	△ 30	△ 5.6
(2) 過疎対策事業	2,804	2,852	△ 48	△ 1.7
7 首都圏等整備事業	99	101	△ 2	△ 2.0
8 公共用地先行取得等事業	667	784	△ 117	△ 14.9
9 行政改革推進債	3,000	3,000	0	0.0
10 調整(不交付団体分)	50	50	0	0.0
計	63,184	70,699	△ 7,515	△ 10.6
二 公営企業債				
1 水道事業	4,374	5,027	△ 653	△ 13.0
2 工業用水道事業	295	444	△ 149	△ 33.6
3 交通事業	2,990	3,180	△ 190	△ 6.0
4 電気事業・ガス事業	63	61	2	3.3
5 港湾整備事業	550	523	27	5.2
6 病院事業	2,386	2,892	△ 506	△ 17.5
7 介護サービス施設整備事業	20	57	△ 37	△ 64.9
8 市場事業・と畜場事業	289	344	△ 55	△ 16.0
9 地域開発事業	1,374	1,473	△ 99	△ 6.7
10 下水道事業	15,275	16,377	△ 1,102	△ 6.7
11 観光その他事業	108	197	△ 89	△ 45.2
計	27,724	30,575	△ 2,851	△ 9.3
合 計	90,908	101,274	△ 10,366	△ 10.2

(単位：億円、%)

項 目		平成19年度 計画額 (A)	平成18年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三公営企業借換債		2,000	2,000	0	0.0
四減税補てん債		-	4,520	△ 4,520	皆減
五臨時財政対策債		26,300	29,072	△ 2,772	△ 9.5
六退職手当債		5,900	2,600	3,300	126.9
七国の予算等貸付金債		( 437 )	( 501 )	(△ 64)	(△ 12.8)
総 計		( 437 ) 125,108	( 501 ) 139,466	(△ 64) △ 14,358	(△ 12.8) △ 10.3
内 訳	普通会計分	96,529	108,174	△ 11,645	△ 10.8
	公営企業会計等分	28,579	31,292	△ 2,713	△ 8.7
(資金区分)					
政府資金		32,800	38,500	△ 5,700	△ 14.8
財政融資資金		32,800	33,700	△ 900	△ 2.7
郵政公社資金		-	4,800	△ 4,800	皆減
〔郵便貯金資金〕			〔 1,700 〕		
〔簡易生命保険資金〕			〔 3,100 〕		
公営公庫資金		13,500	14,060	△ 560	△ 4.0
(国の予算等貸付金)		( 437 )	( 501 )	(△ 64)	(△ 12.8)
公的資金計		46,300	52,560	△ 6,260	△ 11.9
民間等資金		78,808	86,906	△ 8,098	△ 9.3
市場公募		34,000	35,000	△ 1,000	△ 2.9
銀行等引受		44,808	51,906	△ 7,098	△ 13.7

(備 考)

- 平成19年度から3年間で、「三公営企業借換債」と合わせて5兆円規模の公的資金(財政融資資金、郵政公社資金及び公営公庫資金)の繰上償還(補償金なし)等を行うこととし、繰上償還の財源として必要に応じ民間等資金による借換えについて同意(許可)することを見込んでいる。
- そのほか、地方税の減収が生じる場合の減収補てん債及び資金区分の変更等による借換えについて同意(許可)することを見込んでいる。
- 国の予算等貸付金債の( )書は、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

## 別紙4

## 平成19年度地方交付税総額算定基礎

(単位:百万円、%)

区 分	平成19年度 当初予算額	平成18年度			増減額		増減率			
		当初予算額 A	補正額 B	補正後 C B+C	A-B E	A-D F	E/B (%)	F/D (%)		
国 税	所得税(A)	16,545,000	12,788,000	1,782,000	14,570,000	3,757,000	1,975,000	29.4	13.6	
	酒 税(B)	1,495,000	1,572,000	-	1,572,000	-77,000	-77,000	-4.9	-4.9	
	二 税 計(ア)	18,040,000	14,360,000	1,782,000	16,142,000	3,680,000	1,898,000	25.6	11.8	
	法 人 税 (イ)	16,359,000	13,058,000	2,751,000	15,809,000	3,301,000	550,000	25.3	3.5	
	消 費 税 (ウ)	10,645,000	10,538,000	-53,000	10,485,000	107,000	160,000	1.0	1.5	
	たばこ税(エ)	926,000	940,000	-	940,000	-14,000	-14,000	-1.5	-1.5	
一 般 会 計	(ア)×32%	5,772,800	4,595,200	570,240	5,165,440	1,177,600	607,360	25.6	11.8	
	(イ)×34% ※ H18は35.8%	5,562,060	4,674,764	984,858	5,659,622	887,296	-97,562	19.0	-1.7	
	(ウ)×29.5%	3,140,275	3,108,710	-15,635	3,093,075	31,565	47,200	1.0	1.5	
	(エ)×25%	231,500	235,000	-	235,000	-3,500	-3,500	-1.5	-1.5	
	小 計	14,706,635	12,613,674	1,539,463	14,153,137	2,092,961	553,498	16.6	3.9	
	過年度精算分	-87,000	-87,000	603,073	516,073	0	-603,073	0.0	-116.9	
	小 計(法定五税分)	14,619,635	12,526,674	2,142,536	14,669,210	2,092,961	-49,575	16.7	-0.3	
	既往法定分等加算額	-	512,900	-	512,900	-512,900	-512,900	皆減	皆減	
	臨時財政対策特別加算額	-	702,900	-	702,900	-702,900	-702,900	皆減	皆減	
	計 (一般会計繰入れ)	14,619,635	13,742,474	2,142,536	15,885,010	877,161	-1,265,375	6.4	-8.0	
特 別 会 計	返 還 金	268	168	-	168	100	100	59.5	59.5	
	特別会計借入金	-	1,161,000	-	1,161,000	-1,161,000	-1,161,000	皆減	皆減	
	借入金償還額	-586,900	-79,875	-533,600	-613,475	-507,025	26,575	634.8	-4.3	
	借入金等利子充当分	-566,100	-677,300	-	-677,300	111,200	111,200	-16.4	-16.4	
	剰余金の活用	215,000	470,000	-	470,000	-255,000	-255,000	-54.3	-54.3	
	前年度からの繰越分	1,520,841	1,290,788	-	1,290,788	230,053	230,053	17.8	17.8	
	翌年度への繰越分	-	-	-1,520,841	-1,520,841	-	1,520,841	-	皆増	
	計	15,202,745	15,907,255	88,095	15,995,350	-704,510	-792,605	-4.4	-5.0	
地 方 交 付 税	合 計	15,202,745	15,907,255	88,095	15,995,350	-704,510	-792,605	-4.4	-5.0	
	内 訳	普通交付税	14,290,328	14,952,662	88,095	15,040,757	-662,334	-750,429	-4.4	-5.0
	特別交付税	912,417	954,593	-	954,593	-42,176	-42,176	-4.4	-4.4	

(注1) 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

(注2) 平成18年度の「既往法定分等加算額」は、旧法附則第4条第1項第2号に基づく加算額(274,700百万円)と旧法附則第4条第1項第3号、第4号及び第5号に基づく加算額(238,200百万円)の計である。